# 雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関 する法律施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

# 1. 概要

○ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を受けて、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号。以下「求訓法」という。)に基づく各種助成金等について、制度の見直しや新設を行うもの。対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり。

### Ⅰ. 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の一部改正関係

- 1. キャリアアップ助成金 ※雇用環境・均等局関係
- 2. 人材開発支援助成金
- 3. トライアル雇用助成金
- 4. 就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業

## II. 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成 23 年厚生労働省令第 93 号)の一部改正関係

- 1. 認定職業訓練実施基本奨励金
- 2. 職業訓練受講給付金
- その他所要の規定の整備を行う。

### 2. 根拠法令

雇用保険法第62条第2項並びに第63条第1項第8号及び第2項 求訓法第7条第2項及び第19条

## 3. 施行期日等

公布日 令和3年12月中旬(予定) 施行期日 公布日(一部、遡及適用)

### I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係(雇用環境・均等局関係のみ)

#### 1. キャリアアップ助成金

#### 正社員化コースの見直し(加算措置の創設)

- 本コースは、有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成するもの。(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)第118条の2第2項)
- 人的資本への投資の強化の観点から、非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを 促進するため、正社員化や処遇改善とあわせて、人材開発支援助成金において高助成率 とする一定の IT 訓練等(雇保則第125条第2項第1号ロ(4)の職業訓練等のうち雇用 環境・均等局長が定めるもの又は同条第6項第1号イ(1)に規定する一般職業訓練若し くは同号イ(4)に規定する有期実習型訓練に限る。)を経た場合に、正社員化コースの助 成額の上乗せを実施する。(令和7年3月31日までの時限措置)

#### 【現行制度における対象労働者一人当たりの助成額】

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
有期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	57 万円	42万7,500円
無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	28万5,000円	21万3,750円

<sup>※</sup>生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の助成額とする。

#### 【新設する訓練修了対象者一人当たりの助成額】

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
有期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	66万5,000円	52万2,500円
無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換	33万2,500円	26万1,250円

<sup>※</sup>生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の助成額とする。

#### 賃金規定等改定コースの見直し(対象事業主要件の改定等)

○ 本コースは、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する全て又は一部(雇用形態別又は職種別その他合理的な理由に基づく区分に限る。)の有期雇用労働者等について賃金を一定の割合以上で増額する措置(以下「賃金増額措置」という。)を講じた事業主に対して助成するもの。

原則、事業所内の全ての有期雇用労働者等の賃金増額措置を講じた事業主に助成するところ、現行では一部の有期雇用労働者等に限り賃金増額措置を講じた場合は半額助成とし、また賃金増額措置を講じた労働者が10人以下の場合は、1~3人・4~6人、7~10人という人数区分ごとに1事業所当たりの助成額を設定している。(雇保則第118条の2第5項)

- 非正規雇用労働者の処遇改善の支援を強化するため、賃金増額措置を全ての有期雇用 労働者等に対して行ったか、一部の有期雇用労働者等に対して行ったかにかかわらず、 賃金増額措置の対象となった労働者1人当たりの助成額を同額とし、かつ賃金増額措置 の対象となった労働者が10人以下の場合についても、賃金増額措置の対象となった労働 者の人数区分に応じた助成額ではなく、対象労働者数一人当たりに応じた助成額とす る。
- 令和3年度の新最低賃金発効に向けた賃金改定への対応を助成の対象とするため、全 都道府県のうち公示日が最も早かった東京都の新最低賃金公示日である令和3年8月19 日に遡及して本改正の規定を適用することとする。ただし、同日から施行日の前日まで の間については、本改正前の規定の適用を選択することも可能とする。

#### 【現行制度の助成額】

	全ての非正規雇用労働者		一部の非正規雇用労働者	
対象労働者数	中小企業	中小企業	中小企業	中小企業
	事業主	事業主以外	事業主	事業主以外
1人~3人(一事業所当たり)	9万5,000円	7万1,250円	4万7,500円	3万3,250円
4人~6人(一事業所当たり)	19 万円	14万2,500円	9万5,000円	7万1,250円
7人~10人(一事業所当たり)	28万5,000円	19 万円	14万2,500円	9万5,000円
11人~100人 (一人当たり)	2万8,500円	1万9,000円	1万4,250円	9,500円
3%以上5%未満増額改定した	1 T 4 950 TI	_	7,600円	_
場合の加算 (一人当たり)	1万4,250円			
5%以上増額改定した場合の	2万3,750円		1万2,350円	
加算 (一人当たり)			1 /3 2, 330 🗔	_

<sup>※</sup>生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の助成額とする。

#### 【改正後の助成額】

対象労働者数	中小企業事業主	中小企業事業主以外	
1人~5人(一人当たり)	3万2,000円	2万1,000円	
6人~100人(一人当たり)	2万8,500円	1万9,000円	
3%以上5%未満増額改定した	1 五 4 950 田	_	
場合の加算(一人当たり)	1万4,250円		
5%以上増額改定した場合の加	9 天 9 750 田		
算 (一人当たり)	2万3,750円		

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の助成額とする。